原事件:令和4年(モ)第4001号 保全異議申立事件

2022年04月01日

東京地方裁判所民事部 御中

(送達場所)

電 話 ——

原告

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 日本国

上記代表者法務大臣 古川 禎久(ふるかわ よしひさ)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

上記代表者東京都知事 小池 百合子(こいけ ゆりこ)

〒141-0031 東京都品川区西五反田2丁目28番5号

上記代表者取締役社長 中山 国慶(なかやま こっけい)

司法不公正の確認請求事件

請求の賠償金額 (算定不能)

#### 略称表記

略称は全て太い字で記述します。

1 法律

憲法 日本国憲法(昭和二十一年憲法)

刑法 刑法 (明治四十年法律第四十五号)

民法 民法 (明治二十九年法律第八十九号)

民訴法 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)

入管法 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)

裁判所法 裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)

裁弾法 裁判官弹劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)

**公務員法** 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)

**国賠法** 国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)

公益通報法 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)

2 その他

大宇宙 大宇宙ジャパン株式会社

**地方裁判所** 東京地方裁判所

地方裁判官 東京地方裁判所第33部裁判官

**高等裁判所** 東京高等裁判所

**高等裁判官** 東京高等裁判所第14部裁判官

**警察官** 大崎警察署警察官

【原審】 大宇宙ジャパン株式会社申立の動産保全事件

歴史の事件番号(順位:新➡旧):

特別抗告:令和4年(ラク)第141号 特別抗告提起事件(東京高等裁判所 ( 第14民事部) 石井 浩、菅原 忠行、塚原 聡、結果:却下)

抗告決定:令和4年(モ)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所( 第33部) 佐藤 卓 裁判官、結果:決定)

保全命令決定:令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、結果:決定)

事件申立:令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部)秋田 智子 裁判官)

#### 請求の趣旨

- 1 (主位の請求)
  - (1) 日本国(東京地方裁判所)
    - ア 【原審】の決定を取り消す。
- イ **地方裁判所は 地方裁判官**の不作為をさせない措置を講ぜよ、原告に 対し、書面で謝罪する。
  - (2) 大宇宙ジャパン株式会社
    - ア 原告の社員地位について大宇宙の解雇は無効である、復職する。
  - イ 大宇宙は 原告に対し、令和3年9月から毎月末日限りそれぞれ金4 16,667円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年3 %の割合による金員を支払え。
  - ウ 【原審】の申立費用、命令決定、抗告決定、特別抗告を通じて、訴訟 関連の各種費用は 全て**大宇宙**の負担とする。
    - (3) 本件の訴訟費用は被告たちの負担とする。

- 2 (予備の請求)
  - (1) 日本国は その地方裁判官をして、原告が受ける半年ぐらいの精神的 損害に対する慰謝料は令和3年12月から毎月末日限りそれぞれ金20万円 を支払え。(令和4年4月月末まで計100万円)
  - (2) 東京都は その警察官らをして、原告に対する、原告が受ける半年以上の精神的損害に対する慰謝料は令和3年10月から毎月末日限りそれぞれ金20万円を支払え。(令和4年4月月末まで計140万円)
  - (3) 大宇宙は、その従業員らをして、原告に対する、原告が精神的苦痛を受ける言動をさせない措置を講ぜよ。原告が受ける半年以上の精神的損害に対する慰謝料は令和3年9月から毎月末日限りそれぞれ金100万円を支払え。(令和4年4月月末まで計800万円)

大宇宙は 被害者が2021年9月から 発生する医療費用を全額賠償すること。

- (4) 訴訟費用は被告たちの負担とする。
- 3 仮執行宣言

との判決を求める。

#### 請求の原因

- 第1 大宇宙悪意解雇の違法性(基本事件)
- 1 社員地位

【労契法第十六条】、【民法第五百四十条(解除権の行使)】により大宇宙 は 2022 年 4 月 1 日まで 社長さんの「解除権の行使」の承認記録を提示しな い。

原告は 今まで 退職手続きはサインしない、大宇宙の「正社員」の地位である。大宇宙は 全体社員にパソコンと社員証を支給する。ですから 原告

は パソコンと社員証の返却が 必要ではない。

【原審】の「特別抗告申立書」の「第2 申立ての理由」の2 【原審】の「即時抗告状」の「第3 即時抗告の理由」の1

### 2 名誉毀損・信用毀損

大宇宙は 地方裁判所に無事実理由の申立書を提出した。大宇宙の行為は 【民事訴訟法第二条(裁判所及び当事者の責務)】、【労働契約法第十六条 】、【刑法第二百三十条(名誉毀損)】、【刑法第二百三十三条(信用毀損 及び業務妨害)】を違反することは事実になった。

【原審】の「即時抗告状」の「第3 即時抗告の理由」の3

## 第2 地方裁判官の不公正裁判の違法性

地方裁判官の不公正・不公平の決定は 【憲法第十一条「人権は、侵すことのできない永久の権利だ。」】、【憲法第十四条「法の下に平等で差別されない」】、【憲法第七十六条「裁判官は、良心に従ひ職権を行ひ。」】、【 民事訴訟法第二条(裁判所及び当事者の責務)】と抵触になった。

【原審】の「特別抗告申立書」の「第2 申立ての理由」の1

【原審】「即時抗告状」の第3の1

【甲1-1、甲1-2】

## 第3 警察官の電話威嚇の違法性

2021 年 9 月から 何回 大崎警察署へ 違法者の刑事告訴状を提出したがすべて 受理しなかった。大崎警察署の生活安全課の警察官の電話で「逮捕など」(2021 年 9 月 17 日(金)朝 10 時)を脅かす、その警部の対面威嚇(2021 年 10 月 20 日)など行為は日本国の法律により厳罰に処すること。

【原審】の「特別抗告申立書」の「第2 申立ての理由」の4

# 結論

上記のとおりであるから、地方裁判所の**原審**保全事件の決定は、法律の根拠がない、**大宇宙**の解雇の無効と復職を要求する、職権濫用の公務員の処分を請求する。

## 附 属 書 類

1 訴状副本 1 通

2 証拠説明書 1 通

3 甲号証 (写し) 各1通